

# 令和8年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務

## 2 委託期間

令和8年4月15日から令和9年3月31日まで

## 3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

## 4 事業の趣旨・目的

「新京都戦略（改定案）（※1）」に掲げる施策を推進していくためには、大きく変化する社会経済動向を多角的に捉え、専門的知見や京都市内外のネットワーク等の外部の力を取り込みながら、課題設定や政策の企画立案を進めていくことが不可欠である。そのため、市内外の多様な「知」と「知」が組み合わさる“場”づくりを進めるとともに、市役所を「挑戦と失敗を恐れない創造的な組織」へと変革しながら、政策を推進していくための仕組みづくりを行っている。

令和4年度から新たな価値の創造に向け、ビジネス都市としての京都の魅力発信と、京都発のイノベーションを加速させていくことを目指したコミュニティプラットフォーム、「KYOTO Innovation Studio（※2）」を開設し、主に以下の取組を実施してきた。

### ① 「知の探索・交流」の場『－KYOTO Innovation Studio Session－』の開催

年4回、入山章栄氏（京都市都市経営戦略アドバイザー）をファシリテーターに、市内外の多様な「知」を持つ方を招き、「京都でイノベーションを加速させる」ことをテーマに、京都市内の様々な場所、形態で開催し、意見交換を実施 Sessionで生まれたアイデアを基にしたスピンオフ企画なども展開。

### ② 動画コンテンツ・取材レポート記事等の配信

入山章栄氏等が、京都にある多様なビジネス拠点やコミュニティ、スタートアップ関連の取組など、ビジネス面での京都の魅力を紹介する動画コンテンツや取材レポート等を定期的に配信。

（※1）新京都戦略（改定案）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000349459.html>

（※2）KYOTO Innovation Studio

<https://kyoto-innovation-studio.com/>

## 5 委託業務の内容

以下に掲げる、「KYOTO Innovation Studio」の企画運営業務を委託する。

### (1) KYOTO Innovation Studio Sessionの企画運営等

#### 【「KYOTO Innovation Studio Session」の基本的な内容】

- ① クロストーク  
ファシリテーターとゲストスピーカー同士のテーマに関する議論
- ② 参加者交流  
①を踏まえ、参加者同士でもテーマについて議論を実施
- ③ 会場全体での議論  
②で議論した内容を基に、ゲストスピーカーと質疑応答
- ④ ネットワーキング  
会場に集まった人同士で名刺交換や交流会等を実施
- ⑤ 事後アンケートの実施

#### ① Session企画業務

- ア 本業務の趣旨・目的に合うテーマを設定し、ゲストスピーカーの選定及び手配、謝礼・交通費等の支払い、各種調整を行うこと。
- イ 実施する会場の手配・調整及び実施手法に応じた必要な備品（照明・音響・映像機器等）の調達、運搬、その他事業実施に必要な調整を行うこと（事業実施に係る一切の支払い業務を含む）。
- ウ その他、実施に当たっては、以下の点に留意すること。
  - (ア) 実施内容は、受託者の提案を基に本市と協議のうえ、決定する。
  - (イ) 開催形式は、原則、リアルとオンラインの両方とする。
  - (ウ) 開催回数は3回程度とし、本市の承認を得て、進行管理を行うこと。
  - (エ) 各回のゲストスピーカーの人数は、4人程度を目安とする。参加者の人数等は、Sessionごとに本市と協議のうえ、決定する。
  - (オ) ゲストスピーカー以外の参加者の参加費については、無料とすること。
  - (カ) 参加者同士の新たなつながりや連携など、Sessionをきっかけとして、様々な展開が生まれるプログラムとなるように構成等を工夫すること。
  - (キ) 本事業をきっかけに発生したプロジェクト等の進捗よくや参加者の情報（興味・関心、取り組んでいること・取り組みたいこと、求めている協力者等）を「見える化」して発信するなど、Sessionを契機とした共創事業の創出や、参加していない方にもつながりが広がるよう工夫すること。

#### ② Session運営業務

- ア 各種資料（実施計画、プログラム、運営マニュアル、参加者配布資料等）の作成を行うこと。
- イ 当日のゲストスピーカー及び参加者の受付及び管理を行うこと。
- ウ 全体進行管理、運営に必要なスタッフ等の配置、その他 Sessionが円滑に進

行されるよう必要な運営を行うこと。

エ 参加者へのアンケート調査を（集計業務を含む。）を実施すること。なお、アンケート項目については、本市と協議のうえ、設定すること。

## (2) KYOTO Innovation Studioにおいて構築されたネットワークを活かした交流会等の企画運営等

- ① これまでのKYOTO Innovation Studio事業を通じて繋がったネットワークや、京都市への興味や関心のある方を巻き込んだ、京都市の政策立案に繋がる交流イベントやサロンを開催すること
- ② 交流会等の開催に当たっては、京都基本構想（※3）第五章において記載されている「京都のまちは、人との連なり（京都とさまざまな関わり方を有する人々（＝0.1市民））によって形づくられている」ことを意識した内容とすること。
- ③ 開催回数は1～2回程度として、本市の承認を得て、進行管理を行うこと

## (3) その他のKYOTO Innovation Studio全体運営に関すること

### ① 事業全般に関する本市との協議

KYOTO Innovation Studioの全体運営に関して、Sessionの実施時期等について、年間計画を立案のうえ、本市と定期的に協議を行い、より創造的かつ効果的な取組となるよう、適宜、積極的な提案を行うこと。

### ② 広報業務

ア ビジネス都市としてのブランディングや集客につながるよう、Sessionの広報周知やオンライン配信など、広報戦略・手法を検討し、実施すること。

イ 実施したSessionの内容をレポート記事や動画として取りまとめ、KYOTO Innovation StudioのWEBサイトや各種メディアへの掲載及び情報発信を行うこと。

### ③ WEBサイト、SNS及びYouTubeチャンネルの管理・運営

ワードプレスにより作成している、KYOTO Innovation StudioのWEBサイト、SNS（Facebook、X）及びYouTubeチャンネルについて、内容の更新・保守管理・問い合わせ対応等の一切の管理・運営を行うこと。なお、WEBサイトは、受託者においてドメイン契約を行うこと。

## (4) 独自提案した取組の実施

受託者は、上記の委託業務の内容以外に本事業の目的の達成に資する提案や独自の企画など、より効果的な取組とするために必要と思われることを他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案し、実施すること。なお、実施内容は本市と協議のうえ、必要に応じて再構築すること。

(※3) 京都基本構想

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000347968.html>

## 6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) Session及び交流会の実績報告書
- (3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

## 7 支払手続き

- (1) 委託業務完了後、京都市において上記「6 報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。
- (2) 受託者は委託業務に要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

## 8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、京都市総合企画局都市経営戦略室の指示に従うこと。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。